

江田島市観光協会レンタサイクル貸出事業実施要綱

制定 平成 23 年 5 月 1 日

改正 平成 26 年 6 月 17 日

改正 平成 28 年 9 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、江田島市観光協会（以下「本会」という。）で実施するレンタサイクル（以下「レンタサイクル」という。）の貸し出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出の手続き)

第 2 条 レンタサイクルの貸し出しを受けようとする者は、レンタサイクル使用申込書により、原則 2 日前までにレンタサイクルの利用を申し込まなければならない。

2 利用者は、利用する 1 か月前からレンタサイクルを予約することができる。

3 10 人以上で利用する場合は、利用する 2 週間前までに申し込まなければならない。

(レンタサイクルの種類)

第 3 条 レンタサイクルの種類は、次のとおりとする。

(1) 電動アシスト自転車

(2) シティサイクル

(3) 子供用自転車

(利用料等)

第 4 条 レンタサイクルを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用料として次表に定める額を支払わなければならない。

レンタサイクルの種類	利 用 料	
	大 人	子ども（小学生）
電動アシスト自転車	1 日 1 回 1 台につき 1, 0 0 0 円	
シティサイクル	1 日 1 回 1 台につき	1 日 1 回 1 台につき
子供用自転車	5 0 0 円	3 0 0 円

2 江田島市観光協会会長（以下「会長」という。）は、貸し出し時において、利用料とは別に保証料(乗り捨て料)として 1, 0 0 0 円を徴収する。

3 次の各項に掲げる者及びその介助者（対象者 1 名につき 1 名に限

る。)の利用料については、同条第1項に定める利用料の5割相当額を減額することができる。ただし、利用許可を受けた日数を超えた日数の利用料については除くものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者

(2) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者

4 前項にかかる利用料の減額を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

（利用料等の減免）

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料等を減額し、又は免除することができる。

(1) 本会が主催又は共催する行事に利用するとき

(2) 江田島市が主催又は共催する行事に利用するとき

(3) 会長が特別の理由があると認めるとき

（休業日）

第6条 次の各号に掲げる日は、レンタサイクルの休業日とする。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その翌日を休業日に振り替えるものとする。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 会長が必要と認めたときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に貸し出しすることができるものとする。

（貸出時間等）

第7条 レンタサイクルの貸出時間は、別表のとおりとする。ただし、会長が特に認めたときは、これらを変更することができる。

2 レンタサイクルは、貸出時間中に返却しなければならない。日をまたぐ貸し出しは、行わないものとする。

（利用者の遵守事項）

第8条 レンタサイクルの貸し出しを受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもってレンタサイクルを管理すること。
- (2) レンタサイクルの全部又は一部を損傷し、又は滅失したときは、その状況を本会に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 利用者は、レンタサイクルの利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- (4) レンタサイクルによって利用者が移動できる利用範囲は、江田島市内に限るものとする。

(利用の制限)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては利用を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) レンタサイクルを損傷するおそれがある者
- (3) 保護者の同伴のない小学生又は小学生未満の者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(貸出し中の事故)

第10条 自転車の貸し出し中に起きた事故のうち、利用者の責任による事故においては、利用者の責任において処理するものとする。

(返却)

第11条 利用者は、別表のターミナルのうち、原則としてレンタサイクルの貸し出しを受けたターミナルに返却するものとする。

2 会長は、レンタサイクルが貸し出しを受けたターミナルに返却されたときに限り、第4条第2項の保証料を利用者に返金するものとする。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、故意又は過失によりレンタサイクルを損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を本会に賠償しなければならない。ただし、会長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 26 年 6 月 17 日から施行し，平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は，平成 28 年 9 月 15 日から施行し，平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

別表（第 7 条，第 11 条関係）

レンタサイクルターミナル	貸出時間
小用棧橋（改札窓口）	午前 9 時から午後 5 時まで ただし，受付は午後 4 時まで
ふるさと交流館	
中町棧橋（改札窓口）	
三高棧橋（改札窓口）	
切串港西沖棧橋（上村汽船事務所）	